

令和5年9月28日

関係各位

広島弁護士会

会長 坂下 宗生  
同高齢者・障害者等の権利に関する委員会  
委員長 日野 真祐美

高齢者・障がい者の権利擁護に係る当会実施事業について（ご案内）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の諸活動へのご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、当会では、高齢者・障がい者の権利擁護のため、下記の事業を実施しております。  
関係各位におかれましては、ご周知及びご活用の際、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1 成年後見制度無料電話相談

当会では、令和5年10月1日より、高齢者・障がい者及びその親族、支援者の方々を対象とした、成年後見制度に関する無料電話相談を実施しています。お電話いただければ、折り返し担当弁護士が受付日の翌営業日までにお電話をして、ご相談にお乗りします。受付日時等は以下のとおりです。通話料はご負担いただきますが、同一年度内3回までの相談料は無料です。

なお、広報用チラシを同封しますので、ご活用いただければ幸いです。追加のチラシがご入用の場合は、同封のチラシをコピーしていただくか、当会事務局までご依頼下さい。

受付時間	月曜から金曜9時30分～16時(但し、年末年始、盆、土日祝日はお休みです)
電話番号	082-225-1600(通話料はご負担下さい) ※お電話の際には必ず「 <u>成年後見制度等について支援する弁護士を紹介してほしい</u> 」とお伝えください。
相談方法	受付後、担当弁護士が受付日の翌営業日までにお電話して、ご相談にお乗りします。



## 2 講師派遣事業

当会では、以下の通り、高齢者・障がい者の権利擁護に係る講師派遣事業を行っております。当会がこれまで提供してきた講師派遣の事業は実施後のアンケート結果からも高い評価を得ており、その声を反映して毎年継続的に実施してきました。関係機関の担当者におかれましても、当会の講師派遣事業をご利用いただき、権利擁護事業の推進に役立てていただければ幸甚です。

講師派遣に応じることのできるテーマ	高齢者・障がい者の権利擁護に係る法律問題 (例) 成年後見制度について 精神科病院への入院に係る法制度について 高齢者・障がい者に対する虐待対応について
対象	特に制限はありません。 (例) 権利擁護に係る関係機関(行政、地域包括支援センター、福祉サービス事業者、精神科病院など) その他、高齢者・障がい者の権利に関心をお持ちの団体(自治会、老人クラブ、障がい者団体など)
講師料等	講師料は、1時間1万円程度(交通費別途)を原則としますが、個別にご相談下さい。

なお、高齢者・障がい者の権利擁護以外の分野(憲法問題、個人情報保護法、子どもの権利、消費者教育等)においても講師派遣事業を実施しておりますので併せてご利用下さい(詳細は当会事務局にお問い合わせいただくか、当会ホームページ「講師のご依頼をしたい方へ」欄をご覧ください)。

## 3 以上に関するお問い合わせ先

広島弁護士会(事務局)

住所: 広島県広島市中区上八丁堀2番73号 広島弁護士会館

電話: (082) 228-0230

URL: <http://www.hiroben.or.jp/>

なお、恐れ入りますが、講師派遣事業につきましては、講師手配のため、ご連絡は出来るだけ2か月前までをお願いします。

以上

弁護士が相談に応じます!

# 成年後見 制度

同一年内  
3回までの相談  
無料!!

様々な事情で判断能力が十分でない方を  
法律面や生活面で支援する制度です

どんな場合に  
制度を  
利用できる?

障害を持つ  
子供の将来が  
心配...

離れて  
暮らしている  
高齢の親が  
心配...

なるべく  
家族に負担を  
かけたくない

一人暮らしで  
老後認知症に  
なったら...



例  
え  
ば

現金や預貯金・  
不動産を  
管理します

代わりに  
契約を結んだり  
取り消します

必要な手続きを  
支援します

**082-225-1600** (法律相談センター)

必ず「成年後見制度等について支援する  
弁護士を紹介してほしい」とお伝えください

- ➔ 担当事務局がお名前・ご住所・電話番号などをお聞きします
- ➔ 折り返し、担当弁護士が受付日の翌営業日までにお電話します

受付時間：月曜から金曜9時30分～16時まで(土・日・祝を除く)



広島弁護士会